

## 西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付要綱

令和8年4月1日

西予市教育委員会告示第●号

(目的)

第1条 この告示は、西予市内県立高等学校(以下「市内高校」という。)に通学する生徒の保護者の負担を軽減することとともに、市内高校における生徒の確保を図り、交流人口及び関係人口の創出に資することを目的とし、下宿、寮及び民宿(以下「下宿等」という。)に要する費用の一部に対して西予市内県立高等学校下宿等費用補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内に存する下宿等から市内高校へ通学する生徒の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 同一生徒の通学を理由として、当該年度の同一期間内において西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金(西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金交付要綱(令和5年西予市教育委員会告示第12号)に規定する補助金をいう。)の交付決定を受けている者又は補助金の交付を受けている者

(2) 前号に掲げるもののほか、類似する補助金の交付を受けている者

(補助対象期間)

第3条 補助の期間は、補助金を交付することを決定した日の属する年度の4月1日から、その年度末までとする。ただし、同一生徒に対する補助対象期間は、下宿等を利用して通学する期間とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、下宿等の家賃(共益費等含む。)とする。ただし、敷金、礼金及び仲介手数料は除く。

(補助金の額)

第5条 1箇月当たりの補助金の額は、補助対象費用の月額が1万円を超えないときは、当該超えない額とし、補助対象費用の額が1万円を超えるときは1万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付申請書兼在学証明書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、学校長を經由して西予市教育

委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 教育委員会は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の変更及び中止)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付変更・中止承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費の変更により補助金額が変わる場合

(2) 対象となる生徒が下宿等を転居又は退去する場合

2 教育委員会は、前項の変更・中止承認申請を受理したときは、その内容を審査し、変更・中止することが適当と認めたときは、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金額の確定及び補助金の請求)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象期間満了後、西予市内県立高等学校下宿等費用補助金交付請求書(様式第4号)に当該期間における下宿等費用の全部の支払いの事実が分かる関係書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 教育委員会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、教育委員会はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この告示により提出された書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他不正の行為があったとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。